

4番（小川義昭君） それでは、5つ目の質問として、債権管理の適正化を図るために、ここで私は債権管理条例の制定を提案いたします。

現在の市税等収納向上対策委員会、この委員会については、まだ設置目的がどうも十分に機能していないように思います。そこで、さらにこれらを発展させ、今後の債権管理の適正化に当たって、台帳の整備や督促時期などの債権管理に関する事務処理手続の基準や体制を全庁的に統一化を図り、全職員が共通認識を持ち、法令に基づいて確実な回収に努めるという基本姿勢を明確化しなければならないと考えます。

そのため、訴訟の提起や債権の放棄など、機動性のある独自の規定を加え、市民の負担の公平性の確保と市の債権のさらなる適正化を図ることを目指した、恐らく石川県内の自治体で初めてとなる債権管理条例の新設・制定を望むものであります。市長の答弁求めます。